

担任手当は支給されていますか？

R8年1月分の給与明細は確認されましたか？R7年12月分の金額とは違います。
それは、

- ①11月の組合による交渉の結果、賃金改定がおこなわれたこと
- ②給特法が改定されたことにより、群馬県公立学校の教員にも適用されることによるものです。このうち、②についてまとめたものが以下です。

給特法に関する事項

☆教職調整額の支給割合 引上げ R8 1月より実施

月例給の 4% ⇒ **5%**

★義務教育等教員特別手当の削減 R8 1月より実施

高教の教員にも出ています

1.5%程度 ⇒ 1.0%に削減程度

☆担任手当の加算 R8 1月より実施

削減した分を原資として、担任に加算（3000円）…副担任は対象外

ただし、特別支援学校、特別支援学級の担任を除く

- 教職調整額は4%から毎年1%ずつ上昇しR13年1月には10%まで引き上げられます。
- 学級担任手当は月額で3000円が加算されますが、支給対象人数は実学級数となっており、特別支援学級は含まれていません。また複数担任制など学級数と担任数にズレがある場合は学校長が指定することになり、年度途中での支給対象者の変更も可とされています。
- 上記の2つに連動する形で義務特手当（義務教育等教員特別手当）が現行1.5%程度から1.0%程度に引き下げられました。

担任手当は「学級担任に対する義務教育等教員特別手当の加算」という形で支給されます。
他県では1月支給分に間に合わない事例が発生しています。ご自身でぜひ確認を！

みなさんの率直な声をお寄せください☞

群馬県高等学校教職員組合 TEL:027-231-2784 / Email:gthu@educas.jp



<給特法に関する事項について>

○教職調整額の支給割合引上げと手当の加算、その原資はどこから生まれるのか？

今後、産振・定通手当がそのターゲットになる可能性は高く、今後各県の動向を注視する必要があります。現在、夜間定時制と産業教育手当は9%、昼間定時制と通信制は6%が支給されています。これは高教組が県教委交渉を通じて手当の削減を阻止してきた成果です。

給特法成立時の国会の付帯決議に、「教職調整額の引上げが、他の教育予算の削減につながることをしないよう、必要な予算を確保すること」とあります。これが手当の削減をさせないための根拠となります。

○学級担任手当が支給されない「特別支援学校」「特別支援学級」の担任

～これだけでは終わらない手当の削減！～

今後の見通しとして、「特別支援学校」「特別支援学級」の先生方に支給されている「給料の調整額」（現在は本給の3%程度）の減額が見込まれています。学級担任手当不支給に加え、なぜこのようなことが行われるのでしょうか？国会審議の中で文科省は、「通常学級にも特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が増加したことで、特別支援にかかわる教師と一般教師との特殊性の差が相対的に縮まった」ことを理由にあげています。ことあるごとに教師の専門性を重視と言っておきながら、特別支援に関わる専門性については軽視しています。

15年以上前、昼間部定通手当廃止が県教委から提案されたとき、昼間部で勤務する組合員が声を挙げました。交渉で当事者の声は強力です。その結果、現在でも「6%」が維持されています。

○主務教諭の創設を阻止

給特法の成立によって県教委交渉で大きな争点となったのは、「主務教諭」の条例化です。主務教諭とは主幹教諭（群馬県は置いていない）と一般教諭の間に設ける新たな職のことで、新たな「級」が適用となります。つまり、教職員の階層化（賃金に反映）が生まれ、教職員間の協力・共同関係が阻害されます。また、重い仕事を「主務教諭」だけが負担し、過重労働となるケースが先行導入された東京や大阪で顕著となっています。今回は見送りとなった「主務教諭」創設ですが、次年度以降も予断を許しません。

組合には、仲間が必要です

組合は高い組織率があることで、より効果的にその役割を果たすことができます。

あなたもぜひ高教組へ

